

(請求人)  
(略) 様

神奈川県監査委員	村 上	英 嗣
同	太 田	眞 晴
同	吉 川	知 恵 子
同	嶋 村	た だ し
同	てらさき	雄 介

### 神奈川県職員措置請求について（通知）

令和3年10月11日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

#### 1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものであるとされており、その対象は、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

## 2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付根拠法令が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第63条の2第1項であるとの誤った回答をした県中小企業支援課職員（以下「担当職員」という。）には故意又は重過失があり、その誤った情報により住民監査請求を行い、時間及び労力を損失した当該監査請求の請求人からの国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づく損害賠償請求により、県は、損害賠償債務を負い、さらには、誤った情報が発信されなければなされなかった監査を行ったことにより監査に伴う費用を損失したところ、県は、担当職員に対し上記の損害を賠償する請求権があるにもかかわらず、知事が違法又は不当にその請求及び徴収を怠っていることから、当該怠る事実を改め、又は怠る事実によって県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求めている。

しかしながら、国家賠償法に基づく損害賠償請求により県が損害賠償債務を負ったとしていることについては、令和3年12月2日時点において、国家賠償訴訟の訴状も届いておらず、県が損害賠償債務を負ったとはいえないことから、県における損害発生の実実は認められない。また、誤った情報が発信されなければなされなかった監査を行ったことにより監査に伴う費用を損失したとしていることについては、たとえ「誤った情報に基づく住民監査請求がなされた」としても、それが法の要件を満たす住民監査請求であれば、監査委員は、当該監査請求に真摯に向き合い、法第242条第5項の規定に基づき監査を行わなければならない、当該監査に伴い追加的な費用が発生したとしても、行政運営上必要な経費であることから、県における損害発生の実実は認められない。

したがって、県において、損害発生の実実は認められず、担当職員に対する損害賠償請求権は存在していないことから、本件措置請求において請求の対象としている行為は、法第242条第1項に規定する怠る事実には当たらない。

## 3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。